

スマートフォン対策における協力について

(背景)

青少年が使用する携帯電話等のインターネット接続契約をする場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、原則フィルタリングサービスを提供しなければならない。

しかし、スマートフォンは無線 LAN によるインターネット接続も可能であり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者で提供するフィルタリングサービスだけでは、有害情報の閲覧等の危険性が防ぎきれない現状にある。さらに、アプリケーションの追加により、ウイルスによる情報漏えい等のセキュリティ対策の課題が生じている。

そこで、携帯電話事業者と埼玉県が協力し、以下の取組を行うこととする。

1 携帯電話事業者

☆ スマートフォンに係る契約時に、各販売店等において次の事項について説明するよう努める。

- ア 無線 LAN によるインターネット接続により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するフィルタリングサービスは適用されない場合があり、有害情報の閲覧等の一定のリスクが生じること。
- イ 無線 LAN によるインターネット接続においても有効なフィルタリングサービス等について。
- ウ アプリの追加・利用制限等ができる機能について。
- エ アプリの追加・利用により、ウイルス感染、個人情報の漏えい等のリスクが生じる可能性があること。

2 埼玉県

☆ 青少年のスマートフォン使用状況や各販売店等における説明状況を把握し、携帯電話事業者との情報共有に努める。

- ア スマートフォン契約時についての調査を行うこと。
- イ 埼玉県ネットアドバイザーの研修会での情報や任意の調査結果を集約すること。
- ウ 埼玉県青少年を取り巻くスマートフォン対策会議において、調査結果等の情報を正確に伝える場を設けること。

平成 24 年 10 月 11 日

埼玉県青少年を取り巻くスマートフォン対策会議